

公益社団法人空気調和・衛生工学会
役員候補者選考規程
令和元年7月19日 理事会制定
令和3年3月19日 理事会改定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下「当法人」という)の定款第21条に定める役員を適切に選考することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の役員である理事及び監事の選考にあたり適用する。

(改選数)

第3条 定款第21条に規定する役員の過半数にあたる理事18名以内、監事1名を改選する。

(役員候補者選考委員会)

第4条 役員を公正に選考するため役員候補者選考委員会を設置する。

(委員構成)

第5条 役員候補者選考委員会の委員は、会長、副会長ならびに正会員の中から会長が指名する若干名をもって構成する。

2 委員長は、会長が務める。なお、会長がやむを得ない事由により欠席した場合は、副会長が委員長を代行する。

(選考基準)

第6条 役員候補の選考基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1)正会員から選考する。
- (2)会務全般の円滑な運営を行うにあたり適切な者を選考する。
- (3)支部規程第4条に定める管轄に基づき地域の偏りなく選考する。
- (4)就任時の年齢は、満40歳以上満67歳以下とする。
- (5)就任時とは社員総会の日とする。
- (6)理事会で選定する会長は、理事経験が通期2期、4年以上とする。
- (7)理事と代議員の兼任を認めるものとする。

(役員候補者)

第7条 役員候補者選考委員会は、選考基準の規定に基づき改選する役員と同数の役員候補者を選考する。

2 役員候補者は、理事会の承認を得て社員総会の議案として氏名、勤務先名、居住する区を公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、総務理事が起案し理事会の決議による。

附則 本規程は令和元年7月19日から施行する。